

## 岡山県人権教育推進委員会第38回会議のまとめ

日 時：平成23年12月27日（火）  
13：30～16：00  
場 所：ピュアリティまきび「橋の間」

- 1 開会
- 2 議事

### (1)「岡山県人権教育推進プラン」の見直しについて 提言（最終案） 別紙資料による説明

「東日本大震災と人権」の項について、最終案からは、生存権、幸福追求権の記述が削除されている。この項では、生存権が脅かされていることがポイントであり、このことについて記述すべきだ。

東日本大震災を、人の命、生存権に関わる問題としての位置付けが必要だ。生存権については記述すべきだ。

風評被害、放射線に関するものも内容に盛り込んでどうか。

農作物等の風評被害についても盛り込んでもらいたい。

「東日本大震災と人権」の項は、生存権に関して記述を追加する方向で、修正を行う。

人権教育推進の課題は多岐にわたっており、全ての課題に取り組むことは困難だ。実践事例集を県教委が作成する予定はあるのか。また、人権教育を効果的に推進するための諸調査を実施しているが、それをどのようにフィードバックしているのか。

実践事例集は、次年度以降、作成する方向で考えている。調査結果については、市町村教委の人権担当者連絡会や各学校の人権担当者研修会等で取組の概要、講演会等の講師、DVD等の視聴覚教材等をフィードバックし、取組の参考にいただいている。

これまでも様々な実践事例集が発行されているが、具体的にはどのようなものを求められているのか。

市町村では、実践事例集のようなものがないと取り組みにくいのが現状だ。他市町村の取組状況も踏まえた資料が必要だ。

「3 人権教育の総合的な推進 (5) 関係機関・NPO等との連携」について、人権教育推進においては、当事者の実態に触れることが重要だと考える。当事者との連携を加えることはできないか。

関係機関・関係部署等という表現の中に、当事者も含まれていると考えるが、具体的に記述することもできる。事務局の考えはどうか。

当事者との連携は重要であると考えており、従前から実施している。関係機関に当事者は含めている。

「4 推進に当たって大切にすべきこと (2) 家庭教育の充実」について、「学習機会に参加しにくい保護者を対象に」は表現が不適切だ。修正されたい。

「5 各人権課題に対する取組 (4) 障害のある人」について、「ウ 具体的な取組 学校園 障害のある人についての理解の促進」の部分で、「発達障害を含め、障害や障害のある人」と書かれているが、これは、法改正により、発達障害は精神障害の範疇に含まれることになったことを踏まえたのか。

国の動向等を踏まえるとともに、発達障害は、現在、大勢の子どもがその対象として考えられているということを考慮し、理解を進めていく必要があると考えて発達障害という文言を加えた。

「5 各人権課題に対する取組 (1) 女性」について、「ア 現状と課題」の部分には、女性の自立促進を疎外する代表的なものである「セクシュアル・ハラスメント」を追加されたい。

「5 各人権課題に対する取組 (2) 子ども」について、「ア 現状と課題」の部分に「暴力行為やいじめ、不登校について非常に憂慮すべき状況にある」と書かれており、「ウ 具体的な取組」の「心の教育の推進、人間関係づくり」で対応するように読める。しかし、いじめ・暴力行為をする子どもについては、書かれていない。その行為自体は問題ではあるが、そうぜざるを得なくなった子どもの人権についても記述すべきではないか。

同感だ。加害者は、学校生活・家庭生活で不適応を起こしていることが多く、発達障害等が関係していることもある。このような視点は必要だ。

御指摘のように、家庭環境、発達障害等、様々な要因が絡み合っ、問題行動を起こす子どもたちがいる。人権の視点からは、そういう子どもたちが学校生活に適應していくことを支援するという観点も必要だと考える。記述内容については検討する。

「5 各人権課題に対する取組 (2) 子ども」について、「ア 現状と課題」の部分に、「様々な暴力や有害情報から身を守るとともに、インターネットを利用した適切な情報のやりとりができるよう支援していく必要があります。」と書かれているが、「ウ 具体的な取組」には、それに対応する記述がないように感じる。

また、子どもの権利条約にも明記されていることもあり、子どもの遊ぶ権利を保障する内容を追加できないか。

インターネットに関してであるが、携帯電話の普及に伴い、子どものインターネット利用状況は高まっている。本県でも、インターネットを通して、犯罪等に巻き込まれたり、ネット上で誹謗中傷されたりした事案も発生している。各学校においても、インターネットの危険性について、各教科領域、特別活動等で具体的な指導を行うとともに、PTAの協力により、保護者への啓発等を実施している。

フィルタリングについては、設定すること、子どもが解除してほしいといっても親として解除しないこと、フィルタリングをかけているからといって安全ではないこと、この3点を子ども、保護者に対して指導しているところであり、今後も継続していく。

子どもの遊ぶ権利については、子どもの権利の中の一つであり、今後、検討したい。

「5 各人権課題に対する取組 (3) 高齢者」について、「ア 現状と課題」の部分に、「高齢者の一人暮らし・夫婦のみ世帯が増加」と書かれているが、夫婦のみ世帯は、高齢者の夫婦世帯ということか。問題は、高齢者の一人暮らしの増加による高齢者の孤立だ。

「高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯」の方が分かりやすいと考える。検討されたい。

「5 各人権課題に対する取組（6）外国人」について、「ア 現状と課題」の部分に、「帰化によって日本国籍を取得した人や、父母の一方が外国人である日本国籍の人」と書かれているが、これが二重国籍の人を指すのであれば、記述が不十分だ。

意見を踏まえ、事務局で協議されたい。

「5 各人権課題に対する取組（9）犯罪被害者等」について、「ア 現状と課題」の部分に、「岡山県犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等を社会全体で支援する取組を進めています。」と書かれており、ほとんどの市町村でも、犯罪被害者等支援条例等が制定されている。「ウ 具体的な取組」の部分には、「講話を聞く機会を設けたり、犯罪被害者等の心情について理解を深めたりする」と書かれているが、条例等について研修の中で広めていく内容をすべきではないか。

研修会においては、御指摘の内容に触れていると考える。

「5 各人権課題に対する取組（14）インターネットによる人権侵害」について、「ア 現状と課題」の部分に、「しかし、それらや学校非公式サイトの匿名性を悪用して」と書かれているが、分かりにくいので、「しかし様々な手段や学校非公式サイトの匿名性」とすべきだ。

フィルタリングの設定についてであるが、フィルタリングを設定してブロックできる有害サイトのトラブルというのは、4割だ。保護者も、フィルタリングをしていれば安全だと思っていることが多い。フィルタリングは設定すべきだが、本人が注意して使わないとトラブルを招くことは知っておくべきだ。

「5 各人権課題に対する取組（15）様々な人権をめぐる課題・被災者」について、「イ 基本的な方針」の部分の記述は全ての人権課題に当てはまるものであり、被災者に限定した内容になっていない。

本校生徒が、11月に4日間、宮城県でボランティア活動を行った。その際、米500Kgを小分けし、メッセージカードを添えて名取市民に配ったが、宮城県の校長からは、今、被災地が求めているのは、モノではなく思いであり、ボランティア活動を通じて経験したことをみんなに伝えることが何よりだと言われた。

「被災者」については、被災直後は、情報提供、モノの支援が必要だが、中長期的には、被災後、生活再建に向けて頑張っている被災者に対しての敬意や、精神的な支援が必要になってくると思う。

「被災者」は新たに加えた課題であり、実体的に不明な部分もある。現時点では、この程度の記述にならざるを得ないと思うが、本日の意見を含めて検討していくこととしたい。

今回のプラン（案）について、産業界等から意見聴取を行い、その結果が示されているが、意見を提出した人に対して、どのように対応したのか。この中には、人権教育を推進していく上で、不適切な意見もあり、放置すべきではない。

本会議の資料は、意見内容と対応を簡潔に示したものである。意見をいただいた方には、今後、全員に対して、県教委の考え方等を明確に示す予定だ。

本プランは、権利の保障のためのものだ。この考え方を広めていただきたい。

本日いただいた意見等については、可能な限り反映させたい。最終案は会長一任ということでよろしいか。

（異議なし）